

○財務省告示第二百五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年五月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年六月七日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第四百四
回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価

		十 十		九 八		七				ハ						
ロ		イ		振 額 最		行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 払		行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 込		ハ						
加 場 び 札 非		入 価 発 行 行		替 単 位		行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 払		行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 込		ハ						
者 特 国 債 行 及		札 格 競 争 入		振 替 単 位		入 札 競 争 入 札 競 争 入 札 競 争 入		入 札 競 争 入 札 競 争 入 札 競 争 入		国 債 市 場						
第 参 市 及		行 争 入		位		金		金		場						
	十 九 銭	格	十 八 銭	額	平 成 二 十 四 年 五 月 二 十 一 日	す る 。	の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 九 百 五 十 一 億 八 千 五 百 六 万 円	二 兆 二 千 九 百 九 十 億 四 千 八 百 二 十 三 万 九 千 九 百 四 十 七 万 八 千 二 百 八 十 二 十 二 円	で 千 九 百 五 十 四 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 會 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	償還期	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
後第二期 の利息以	て、その日 以前六月間 に属する	平成二十九年 三月二十日	日本銀行 額面金額 百円につき 百円	財務大臣 から通知を 受けた者		平成二十四 年五月二十 一日